

いわて地産地消給食実施事業所認定要領

(平成21年6月2日 制定)

(平成25年9月2日 一部改正)

(平成28年2月9日 一部改正)

(目的)

第1 この要領は、事業所等内の給食施設において、岩手県産農林水産物を使用している事業所等であって、第3に規定する要件に適合する事業所等（以下「いわて地産地消給食実施事業所」という。）の認定に関し必要な事項を定めることにより、事業所等の給食施設における岩手県産農林水産物の利用を促進するとともに、地産地消に係る県民意識の醸成を図り、もって本県の農林水産業の振興に資することを目的とする。

(認定対象)

第2 認定の対象は、岩手県内に所在する事業所等で、給食施設を設置し、又は給食を提供している事業所等であって、利用者が特定の範囲の者に限られているものとする。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校を除く。

(認定要件)

第3 いわて地産地消給食実施事業所として認定を受けようとする事業所等は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 事業所等で利用する米は岩手県産100パーセントとすること。
- (2) 年間を通じた岩手県産農林水産物の積極的な利用に努めること。
- (3) 岩手県産農林水産物を利用したメニュー提供やイベント開催など、地産地消の取組を行うこと。
- (4) いわての食財サポーターに登録していること。
- (5) メニューに使用した岩手県産農林水産物の情報や事業所等における地産地消の取組を利用者に周知すること。

(申請方法)

第4 いわて地産地消給食実施事業所の認定を受けようとする者は、「いわて地産地消給食実施事業所認定申請書」（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、岩手県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

(認定審査)

第5 知事は、申請書を受理した場合は、認定要件に基づき内容を審査するとともに、必

要に応じて、当該事業所等の実態調査を行い、認定の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき、いわて地産地消給食実施事業所を認定したときは、当該申請者に対し、いわて地産地消給食実施事業所認定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。

（認定期間及び更新）

第6 第5第1項の規定による認定の有効期間は、認定の日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間の満了する日の1月前までに、いわて地産地消給食実施事業所認定更新申請書（別紙様式3）により知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対していわて地産地消給食実施事業所認定更新通知書（別紙様式2）により通知するものとする。
- 4 前項の規定により更新される認定の有効期間は、第1項に規定する認定の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

（認定証の交付）

第7 知事は、第5第1項の規定により認定された事業所等（以下「認定事業所」という。）に対し、いわて地産地消給食実施事業所認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

- 2 認定事業所は、認定期間終了後更新申請をしない場合又は認定の取消しがあった場合は、認定証を返却するものとする。

（認定通知書記載事項の変更届出）

第8 認定事業所は、認定通知書の記載事項に変更があった場合は、速やかに、知事に届け出るものとする。

（実績報告、確認及び指示）

第9 認定事業所は、前年度の取組実績をいわて地産地消給食実施事業実績報告書（別紙様式4）に記入し、翌年度の4月30日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、この事業の適正な運用を図るため、必要に応じて、提出された申請書等に記載された内容に関する確認を行うものとする。
- 3 認定事業所は、前項の規定に基づいて知事が行う確認に協力するとともに、その指示に従うものとする。

（認定の取消し）

第10 知事は、認定事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業所に対する認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の辞退の申し出があったとき
 - (2) 第3の各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき
 - (3) 認定証を不適正に使用したとき
 - (4) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、認定事業所にその旨通知するものとする。
- 3 第1項第1号の認定の辞退の申し出は、いわて地産地消給食実施事業所認定辞退届出書（別紙様式5）により行うものとする。

（補則）

第11 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附 則）

この要領は、平成21年6月2日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成25年9月2日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成28年2月9日から施行する。